第１節　各般にわたる甚大な被害への対応

○　南海トラフ巨大地震では、地震の揺れとそれに伴う火災による建物等の被害が、これまでの記録に残る地震災害とは次元の異なる甚大な規模であり、救助・救急活動、避難者への対応、経済全体への影響など、対応を誤れば、社会の破綻を招きかねないため、人的・物的両面にわたって、被害の絶対量を減らすという観点から、事前防災の取組が極めて重要である。

○　建築物の耐震化対策は、これまでの取組により、一定の成果は見られているが、改めて、南海トラフ地震対策として、国、地方公共団体等は、人的・物的被害双方の軽減につながる耐震化を推進する。

○　この場合、建築物全体の耐震化に加え、居住空間内の「揺れへの強靭さ」という観点での対策も推進する。

○　「揺れ」に伴う火災に対しても、火災が多数発生した場合の消火活動の困難さを考慮し、「火災を発生させない」、「火災が発生しても延焼を拡大させない」ことを目的とする事前の対策を推進する。

○　経済活動の継続を確保する観点からも、工場や事業所等における揺れや火災への対策を推進する。

○　ライフラインやインフラの事業者は、あらゆる応急対策の前提として、ライフラインやインフラの被災量を減らし、早期復旧を図るための対策を推進する。

第２節　津波からの人命の確保

○　南海トラフ巨大地震では、津波高が高いため高い場所あるいは遠くへの避難が必要であるとともに、津波の到達時間が短いことから、国、地方公共団体、地域住民等は、安全な場所への迅速な避難のため、地域ごとにあらゆる手段を講じる。

○　国、地方公共団体等は、海岸保全施設等の整備・維持を基本として、地域住民等の避難を軸に、情報伝達体制、避難場所、避難施設、避難経路を整備するとともに、防災教育、避難訓練、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の支援等の総合的な対策を推進する。

○　また、国、地方公共団体等は、重要施設の耐浪化や見直し、土地利用の変更等の長い時間を必要とする対策を含めて、地域での最良の方策を検討する。

第３節　超広域にわたる被害への対応

○　南海トラフ巨大地震では、震度６弱以上または浸水深30㎝以上の浸水面積が10ha以上となる市区町村は、30都府県の734市区町村と超広域に及び、従来の応急対策やこれまであった国の支援システム、地方公共団体間の応援システムが機能しなくなるということを考える必要がある。

○　このため、国、地方公共団体等は、災害応急対策を行うに当たっては、人的・物的資源が、国、地方及び民間を通じて絶対的に不足するとともに、発災直後には被害情報が全く不足することを前提に、優先順位を付けて対処するとともに、日本全体としての都道府県間の支援が機能的に行われる枠組を検討する。その際には、被害が比較的少ない都府県は自力で災害対応を行い、併せて、被害の甚大な地域への支援を行うことも検討する。

○　国は、政府の広域的活動の手続、内容等を具体化した活動計画を策定し、地震発生後、被災状況が明らかでない段階から、速やかにこの計画に基づき、広域の防災対策を実施する。

○　また、発災直後、超広域にわたる被害の全体像を速やかに把握し、的確な応急活動を展開するため、国は、航空写真や衛星写真から概略の被災状況を把握する。

○　さらに、国、地方公共団体等は、大量に発生する避難者に対応するため、避難所に入る避難者の優先順位付けの検討など、各種対策を講じるとともに、大都市地域や孤立集落といった様相の異なる地域ごとの被災形態や対応策の検討、被災地域では自活のため最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の備えなどへの理解を進めることにも取り組む。

第４節　国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避

○　経済活動の広域化から、サプライチェーンの寸断、経済中枢機能低下等により、被災地域のみならず日本全体に経済面で様々な影響が出るものと想定され、復旧が遅れた場合、生産機能の海外流出を始め、我が国の国際競争力の不可逆的な低下を招くおそれがある。

○　復旧・復興を早め、経済への二次的波及を減じるため、ライフライン事業者やインフラ事業者は、道路ネットワークや水上輸送ネットワーク等の交通ネットワークの強化若しくはライフライン施設又はインフラ施設の早期復旧を図る。

○　また、日本全体への経済面での影響を減じるため、企業等は、事業継続計画の策定、国内外のサプライチェーンの複数化、流通拠点の複数化、経済中枢機能のバックアップ強化、重要なデータやシステムの分散管理等の対策を、企業間や業種を超えた連携についても検討しつつ推進する。

○　政府が被災地対応をしっかり行っている事実の発信が、日本への信頼の保持につながるという認識の下、国は、国内及び海外への情報発信が的確にできるよう戦略的な備えを構築する。

第５節　時間差発生等への対応

○　南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震・安政南海地震では32時間の間隔を置いて発生し、1944年の東南海地震・1946年の南海地震は約２年間の間隔を置いて発生している。

○　このため、国、地方公共団体等は、先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合を想定し、複数の時間差発生シナリオの検討を行い、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物、急傾斜地等の応急危険度判定、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討を行う。

第６節　外力レベルに応じた対策

○　南海トラフ地震は、発生間隔が数十年から百数十年に一度程度の規模の地震・津波（以下「レベル１の地震・津波」という。）から、発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の地震・津波（以下「レベル２の地震・津波」という。）までの様々なタイプが想定されており、発生頻度等を鑑み、防災・減災の目標を定めて対策を講じるべきである。

○　地震動による揺れへの対策は、レベル２の地震は震度６弱から震度７の強い揺れが広範囲に及ぶということであり、各施設管理者は、施設分野ごとの耐震基準を基に耐震化等の対策を着実に進める。なお、施設分野によっては、長周期地震動や液状化等に対して新たな対応を検討する。

○　津波対策については、海岸管理者等は、レベル１の津波を対象として海岸保全施設等を整備するが、津波が越流した場合にも、後背地の被害の軽減を図ることができるよう、海岸保全施設等の効果が粘り強く発揮される構造とする。加えて、国、地方公共団体等は、レベル２の津波を対象として、「命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、情報伝達、避難場所、避難施設、避難路、土地利用等のハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進する。

○　災害応急対策について、国、地方公共団体等は、オールハザードアプローチの考え方に立ち、様々なタイプの地震・津波を想定して、甚大な被災に対しても被害を最小に抑える対応ができるよう、備えを強化する。

○　経済的な被害への対策について、国、地方公共団体、企業等は、南海トラフ巨大地震が発生した場合でも、被害の拡大を少しでも抑えることができるよう、各々が対応できることを見極め、備えておく。

○　対策の検討・実施に当たっては、その費用や効果、実現性等を勘案する。